

## **【事案Ⅱ-16】通院共済金請求**

・平成 27 年 11 月 18 日 和解成立

### **<事案の概要>**

疾病により通院治療中、平成 26 年 12 月に交通事故に遭い、同病院を受診(災害通院)、翌日 12 月 17 日から入院し、同月 29 日退院。退院後に通院(疾病通院と災害通院)し、疾病通院共済金 50 日分を請求したところ、疾病通院 50 日のうち 25 日は災害通院と重複していることを理由に 25 日分しか支払われなかったことを不服として、残日数 25 日分の 125,000 円の支払いを求める申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

日額 5,000 円、50 日限度の疾病通院と災害通院が重複していない日数について、支払われていない残り 25 日分の通院共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 疾病通院共済金は、平成 26 年 10 月 2 日の 1 日分と 12 月 1 日～同月 15 日の 13 日分、翌年 3 月 3 日～同月 14 日の 11 日分のあわせて 25 日分が支払われた。
- (2) 平成 27 年 3 月 16 日～4 月 14 日の疾病通院日数 25 日分が支払われなかった。
- (3) 平成 27 年 3 月 3 日～4 月 14 日の疾病通院は災害通院と支払期間が重複していないのであるから、限度 50 日のうち残り 25 日分(3 月 16 日～4 月 14 日)は支払われるべきである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 通院共済金の支払事由として、ひとつの入院に起因して支払われる通院共済金は、入院開始前 100 日以内または退院した日の翌日から起算して 200 日以内に通院したことを要する。
- (2) 腰部脊柱管狭窄症に起因した疾病通院も、外傷性頸背部症候群・右肩関節脱臼に起因した災害通院も上記期間内に通院したものであれば、この支払事由に該当し、通院共済金が支払われることとなる通院日数に含まれるが、通院共済金が支払われることとなる両通院の期間が重複するときは、重複して通院共済金は支払われず、一方の通院共済金だけが支払われる。
- (3) 約款・事業規約では、通院共済金が支払われることとなる通院日数は 1 回の入院について 50 日を限度としており、この「支払われることとなる通院日数」には通院期間重複のために通院共済金が支払われなかった通院日数も含まれる。すなわち、

50日に算入される通院日数は、(現実に)支払われる通院日数ではなく、(約款・事業規約上)支払われることとなる通院日数と規定されている。通院共済金が支払われることとなる期間が重複するときは、重複して通院共済金を支払わないが、この重複により通院共済金が支払われない通院日も50日に算入される。

- (4) 今回の疾病入院に係る疾病通院については、平成27年3月14日までの通院で「通院共済金が支払われることとなる通院日数」が通算50日となっている。そのうち25日は、災害入院に係る災害通院と重複しているため、通院共済金は支払われない。平成27年3月16日以降の疾病通院は、通算50日を超過する通院である。

### **<裁定の概要>**

本件共済金の取扱いについて、約款・事業規約上、被申立人の主張内容が必ずしも明確に規定されているとは言えないと判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。